研究会講演「アジア諸国における IP ビジネス」に関する報告

講演者 Dr.Michael Lin^(*1)·報告者 加藤 浩^(*2)

平成 21 年 11 月 18 日に開催された研究会にて、標記テーマの講演が行われた。講演者は、マイケル・リン先生(シンガポール企業「Intellectual Property Exchange」の CEO) によるものである。講演の概要は、以下のとおりである。

1. はじめに

IP ビジネスは、アジアの発展途上国または先進国にとって、まだ非常に新しい分野である。しかしながら、IP (Intellectual Property) の創造および管理は、特に情報工学および生物工学の分野等のハイテク産業の成長にとって極めて重要である。今回は、シンガポールにおいて IP 環境を整備するためのこれまでのチャレンジや経験をお話しすることとする。

資産としての知的所有権は、企業成長、生産性向上および利益確保のための重要な鍵である。イノベーションから生じている知的な資産を見出し、保護し、開発し、商業化する IP 戦略、IP 政策への重要性の認識は、アジア地域においても、社会的に高まりつつある。しかしながら、アジア諸国を全体として見た場合には、国ごとに産業発展の水準や技術水準に大きな格差があり、グローバルな IP 環境を整備する上で、大きな障害になっている。

2. 政府の役割

シンガポール政府は、IP 保護および IP 開発の活動を支援するために、IP 基盤を確立し、鍵となる人材を創出する必要性を認識するようになってきた。その結果、シンガポール知的所有権庁(IPOS)が、2001 年に設立された。IPOS は、法務省に属し、IPへの意識を高めて、シンガポールの IP 基盤を整備することをミッションとするものである。したがって、IPOS は、IP 集約型の国を目指すシンガポールの国家目標を実現することにおいて重要な役割を果たすものである。

IPOS は、IP 政策の関連分野が広範にわたること

に配慮して,次のような複数の国家組織と密接に連携 して IP 政策を推進している。:

- ・経済開発局(EDB)
- ・標準化、生産、イノベーション局(SPRING)
- ·情報開発庁(IDA)
- ・メディア開発局(MDA)
- ·科学技術研究庁(ASTAR)

3. IP 環境

シンガポールは、WTO/TRIPsを遵守する国内のIP 関連法規を整備している。そして、シンガポールは、世界知的所有権機関(WIPO)による商標法条約(TLT)の合意のための外交会議のホスト国を務め、その成功を修めた。その結果、シンガポールは、IP分野において、国際的にスポットライトを浴びることになった。そして、ホスト国をシンガポールが対応したことから、この条約は、「シンガポール条約」と呼ばれることになった。

4. チャレンジ

多くのハイテク・スタートアップ企業がイノベーションを保護するために特許出願しているにもかかわらず、地域の中小企業は IP 管理の能力に極めて乏しい状況にある。これらの中小企業は、IP 管理を専門とする専用の人材を受け入れる余裕がなかったことがその原因であると考えられる。したがって、現在でも、IP 分野の専門的なサービス、例えば、特許マッピング、パテントポートフォリオ分析、特許評価などを行う余裕がない状態にある。

今後は、このような状況を改善し、地域の中小企業 も、積極的に IP 管理を行うことが望まれている。

5. 今後の提言

(1) 中小企業に奉仕する地域の IP コンサルティン グ会社は、政府サポートを受けることができる

^(* 1) Intellectual Property Exchange 社 CEO

^(*2) 日本大学法学部 教授

ようにする。

- (2) 中小企業が費用効果的な IP 管理システムを開発するのを支援する IP コンサルティング会社は、基金を受けられるようにする。
- (3) 大学/研究機関は、中小企業が入手可能な IP ライセンスを供与することが奨励されるようにする。
- (4) 大学/研究機関は、SME に関連する適切なイ ノベーションを開発することが奨励されるよう にする。